

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
1	特定施設入居者生活介護	基準	口腔衛生の管理	居宅サービス解釈通知において「口腔衛生の管理体制にかかる計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載を持って口腔衛生の管理体制にかかる計画の作成に変えることができるものとする。」の記載の後に「イ～ホ」が書かれているが、これの内容を計画に記載するというのでしょうか。	お見込みの通りです。
2	特定施設入居者生活介護	基準	口腔衛生の管理	特定施設サービス計画に付け加えた際に、実際に歯科医師などが来た月とプラン変更時期が違う場合は、簡単に書くとも再度アセスメントから実施する必要が出るということでしょうか。	歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士は、特定施設における口腔清掃等の実態の把握、介護職員からの相談等を踏まえ口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導をすることとなり、それを踏まえて口腔衛生管理体制計画を作成することとなります。
3	特定施設入居者生活介護	基準	口腔衛生の管理	口腔衛生の管理体制にかかる計画について、特定施設サービス計画に乗せない場合、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の40ページにある別紙様式6-2が計画、6-3が評価に必要なかと考えますが、実際に具体的な例が欲しい。	国から記載例が示された場合、ホームページで周知させていただきます。
4	特定施設入居者生活介護	報酬	夜間看護体制加算	夜間看護体制加算Ⅰの算定に必要な「夜勤又は宿直を行う看護職員1名以上」について、実際に夜勤をする看護師がいる場合は、勤務の日だけの算定も可能か。その場合、看護師を配置していない日は加算Ⅱを算定することができるのでしょうか。	日ごとに算定する加算を変更することはできません。 (厚生労働省高齢者支援課に確認済)
5	特定施設入居者生活介護	報酬	協力医療機関連携加算	協力医療機関側として、月に1回の会議開催に係る書類を保存する必要はありますか。	介護保険に関する運営基準等において、医療機関で保存する書類等については明示されておりません。
6	特定施設入居者生活介護	報酬	協力医療機関連携加算	月に1回の介護に係る協力医療機関側の出席者について、基準上必要職種の記載がないと思います。例えば当該入居者の情報を持っている医師、看護師、事務、その他職種など様々がいると思いますが、病院関係者であれば算定要件を満たしますか？ 施設側が直接医師に連絡が取れない場合でも看護師などを通して医師との連携が図ればよいですか。	令和6年度介護報酬改定に関するQ&A1.1(令和6年3月15日)問127を参照してください。
7	特定施設入居者生活介護	報酬	協力医療機関連携加算	全利用者を対象とせず、協力医療機関によっては主治医となっている場合には条件を満たすこともあるが、その場合特定の入居者は対象になると考えてよいのでしょうか。	事業所が契約等している医療機関の協力内容が一部の入居者を対象としている場合、加算(2)の加算算定対象者は全入居者となりますが、加算(1)は 協力対象の入居者のみ加算算定の対象となります することはできません。 (厚生労働省に確認済) (令和6年6月10日修正)

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
8	特定施設入居者生活介護	報酬	協力医療機関連携加算	月1回の会議は、Faxでの情報共有後に電話連絡などの簡略的なものでは算定できず、実際に集合する、またはテレビ電話による開催が必要でしょうか。	会議は、通常の一室に会して行うか、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）で行う必要があります。
9	特定施設入居者生活介護	報酬	協力医療機関連携加算	現行での医療機関連携加算の算定要件で協力医療機関又は当該利用者の主治医に対して当該利用者の健康の状況について月1回以上情報を提供した場合と記されていたものが、改定後は定期的な会議において入所者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行うに変更されており「主治医」との文言がなくなっているが、情報共有を行うのは、あくまでも協力医療機関の医師でなければならないのか。	協力医療機関連携加算につきましては、協力医療機関との連携内容を算定要件としているものであり、その他の医療機関は対象ではありません。
10	特定施設入居者生活介護	報酬	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。と記されているが概要では感染者が発生した場合の感染制御等の実施指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。とされており、感染者が出てからの加算なのか出る前の加算なのか。	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱの算定要件において「施設内で感染症が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に」とされており、必ずしも発生後に算定することはされておられません。 また、当該実地指導につきましては、厚生労働省の令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1問132、問133までもあわせてご参照ください。